

# 防府市青少年育成センター運営協議会要綱

昭和62年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市青少年育成センター設置要綱第6条の規定に基づき設置する防府市青少年育成センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 協議会は、防府市青少年育成センター(以下「育成センター」という。)が行う活動に必要な業務計画を協議決定する。

(委員)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、補導関係機関、団体及び民間有志者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、教育長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めるときに招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、育成センター内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。